

部活動に係る活動方針

令和5年4月

基本方針

部活動を通して心身の健全育成を図るとともに、社会に通用する人間力（生きる力）を育む
～地域・学校・競技種目に応じて多様な形で最適に実施することを目指す～

◆適切な運営のための体制整備

- ・部活動顧問の複数配置（負担軽減）
- ・校長は「部活動に係る活動方針」「年間活動計画」を学校HPで公表する。
- ・円滑に部活動を実施できるよう、必要に応じて外部指導者の活用に努める。
- ・情報の共有を図り、適切な指導方法、事故やハラスメントの防止、その他必要な内容についての研修の機会を設ける。

◆合理的で効果的な活動の推進

- ・体罰（言葉によるハラスメント等も含む）根絶の徹底
- ・事故の未然防止（施設・設備の点検実施）および、AED使用の研修実施
- ・活動中については、生徒の安全を最優先とする。特に、気候変動時や夏季においては「落雷」、「熱中症予防」等について十分に注意を払う。
- ・トレーニングの効果を高めるための合理的で、効率的・効果的な科学トレーニングの導入に努め、生徒が主体的に取り組む力を育成する。
- ・短期的な成果のみを求める指導ではなく、生徒の将来を見据えた指導を意識し、スポーツ障害やバーンアウトの予防に努める。
- ・顧問は部員の体調を適切に把握しなければならない。また、過度のトレーニングを強制してはならない。

◆適切な休養日等の設定

- ・週当たり原則2日以上上の休養日を設ける（平日1日、土日1日）。
原則として土日どちらかを休養日とする。
（ただし、大会や練習試合等で両日活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上になるように休養日を別日に振り替える。）
- ・定期試験1週間前及び定期試験中（最終日を除く）の部活動は原則禁止
（ただし、大会が試験終了後原則3週間以内に開催される場合は、校長の許可を得て行うことができる。）
- ・1日の活動時間は、道具等の準備や後片付けの時間を除き、原則、平日2時間程度、休業日3時間程度とする。（ただし、練習試合、遠征等は除く。）
- ・長期休業中も学期中に準ずる。

◆大会参加の見直し

- ・参加する大会は、日本や九州、各自治体の連盟や協会が主催、共催、後援する大会とする。それ以外の大会への参加については、生徒に与える教育的意義や、生徒及び部顧問の負担等を考慮して精査し、校長が特に認めた場合のみとする。

◆活動方針の見直し

- ・この活動方針は、毎年年度末に見直すこととする。